

# 第1506回島根県教育委員会会議録

日時 平成26年4月22日

自 13時30分

至 16時04分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第1号 第3次「島根県子ども読書活動推進計画」の策定について  
(社会教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第1号 平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について (教育指導課)

第2号 平成26年3月県立高校卒業者の就職内定状況 (3月末) について (教育指導課)

第3号 いじめ防止基本方針のパブリックコメントの結果について (教育指導課)

第4号 平成26年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について (特別支援教育課)

第5号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定等に関する要綱の一部改定について (保健体育課)

第6号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定の解除について (保健体育課)

第7号 平成26年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体 (個人) に対する文部科学大臣表彰について (教育指導課・社会教育課)

第8号 平成25年度優良少年団体島根県教育委員会教育長表彰について (社会教育課)

第9号 島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長表彰) について (社会教育課)

第11号 第2回古代歴史文化賞について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第2号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第1号 市町村立学校教育職員 (管理職) の人事異動について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第1号 いじめ防止対策について (教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第10号 平成26年春の叙勲内示について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】  
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 藤原教育長
- 2 欠席委員  
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者  
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
細田教育次長	全議題
田中参事	公開議題
矢野参事	公開議題
祖田参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
佐藤総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第2号、承認第1号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、協議第1号
原田特別支援教育課長	公開議題
堀江保健体育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
鉦福利課長	公開議題
平野学校企画課課長長代理	議決第2号、承認第1号
大場学校企画課企画幹	議決第2号、承認第1号
和田学校企画課企画人事主事	議決第2号、承認第1号
秋月子ども安全支援室企画幹	協議第1号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 0 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	仲佐委員	

— 公 開 —  
(議決事項)

第 1 号 第 3 次「島根県子ども読書活動推進計画」の策定について (社会教育課)

○荒木社会教育課長 議決第 1 号「島根県子ども読書活動推進計画」の策定についてお諮りする。

資料の 1 の 1 のページをご覧ください。これは県教育行政の基本方針の決定に関わる事柄であることから、教育委員会会議で議決を賜りたいものである。県教育委員会は平成 21 年、第 2 次子ども読書活動推進計画を策定し、子ども読書活動を推進してきた。この第 2 次計画が昨年度末、平成 25 年度末で終了したため、今後の子ども読書活動推進における基本的な考え方や具体的な方策の方向性をまとめて、今後の子ども読書活動の推進を図っていくための次期計画を策定する必要が生じたということから、このたび計画案を策定してお諮りするものである。

策定の経過のところを見ていただくと、昨年 12 月 9 日、文教厚生委員会でまず説明をしている。この時は内容の説明ではなく、第 3 次計画について、今後、ご意見をいただきながら作っていきたいという説明をしたものである。その後、計画の策定に入って、3 月の 24 日、本教育委員会会議において、計画案のご説明をしている。これは本日の、将来的に議決を要する議案として協議をさせていただいたものである。それから、翌 3 月 25 日から 4 月 15 日まで、パブリックコメントを実施している。パブリックコメントの結果については後ほどご説明を申し上げる。それから、去る 4 月 16 日の文教厚生委員会で計画の案及びパブリックコメントの結果についてご説明をしている。このときも議会においては特に意見をいただいております、ご了承いただいたものと考えている。

それでは、パブリックコメントの結果に入る前に、計画案について、少し時間が経ったのでご説明をさせていただく。議決第 1 号別冊資料の推進計画案をご覧ください。少しかいつまんでご説明をさせていただく。

まず、1 ページだが、「はじめに」と書いているが、今までの成果とか、それから、今後 5 年間について、子ども読書活動を推進していくということをそのページには書いている。

それから、2 ページだが、計画の基本的な考え方のところである。2 つ目の段落のところ、国の流れを書いている。平成 13 年 12 月に法律が成立したこと、それから、それに基づいて国が計画を作られたことなどを書いている。それから、その下の段落においては県の計画の流れを書いている。平成 16 年 3 月に推進計画を策定したこと、それから、21 年 3 月に 2 次計画を作った、それから、今後 5 年間の 3 次計画で一層の推進を図るということを書いている。それから、大きな 2 番として、基本目標・基本的な考え方を書いている。ここのポイントは、5 行目であるが、豊かな心と確かな学力を身につけながら主体的に生きる力を学び取っていくことを目標として、スローガンとして、本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てるということを基本目標にしているものである。

3 ページ目をお願いします。先ほど申した基本目標と、それから 3 本の柱について掲げている。1 つ目の柱が、子どもと本をつなぐ活動の充実を図る。2 つ目の柱が、子どもの読書を支える人を育てる。3 つ目の柱が、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。これはキーワードとしては、1 本目の柱は活動の充実、それから、2 つ目は支える人を育てる、それから、3 つ目は環境を整えるということキーワードに柱立てをしている。

それを図解をしたのが 4 ページである。4 ページは、子どもの発達段階に応じてどういったことを目指していくかということ少し細かく書いている。真ん中どころだが、目指す方向性としては、就学前は保護者と一緒に本と図書館に慣れ親しみ、それから、小学生、中学生はもう少しいろいろな段階で図書館を利用しながら情報を活用する力を育てる。それから、高校生の段階になると、自らの課題解決に本を用いて評価、熟考できる力を育てるという、それぞれの発達段階に応じた方向性を定めたものである。それから、その右側に大人のことも書いている。自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける環境を整えるということ大人の役割として位置づけるものである。

それでは、5 ページからその後 8 ページまでは第 2 次計画の成果と課題が細かく書いてあるの

で、そのところを総括的に9ページの数値目標のところでご説明を申し上げる。9ページをお願いする。いろいろ目標を掲げた項目が一番左側の表側にあるが、目標の25年度のところに数値を入れている。ざっと見ていただくと、達成したものもあるが、残念ながら達成していないものも幾つかある。例えば、3つ目のブックスタートの実施県内市町村数、目標の21には少し届いてないという状況がある。それから、上から7番目だが、県立図書館における児童図書への貸出冊数というのがこれも目標に少し届いてない状況がある。これは貸出先の団体数との兼ね合いがあるので、そういった団体が増える必要もあるが、届いてない状況がある。それから、下から3つ目だが、学校図書館図書標準を達成している学校の割合、これも目標は50%としているが届いてないという状況がある。そのほかの状況についてはおおむね届いているか、計画期間の途中で届いたり、直近ではちょっと届いてなかったりというようなことがあるが、おおむね順調に推移をしているというふうに判断をしているところである。

それでは、10ページ目が全体的な体系を書いている。11ページをお開きいただきたい。11ページからはこの第3次の計画の中身が書いてある。大きな柱立ては2次計画と同じであるので、とりわけこの3次計画で新しく取り組むところだけご説明をする。11ページのIの1の(1)就学前の読書習慣づくりである。これは2次計画においての記述はなかったが、新たに項目として立てて、特に就学前の子どもさんへの読書習慣に着目をして、そのところに力を入れて向こう5年間は取り組んでいくということから、新たに項目を立てたものである。

それから、あとは2次計画を踏襲したものが多いが、19ページをご覧いただきたい。19ページは大きなIIIの1の(1)のところである。特別な支援の必要な子どものための諸条件の整備、充実である。これも2次計画で記述はあったが、項目として新たに立てたものである。特に、子ども向けバリアフリー図書の定義について書いてあるが、これは26年度の新規の事業としてもお認めをいただいて、現在動き出しているところで、この部分について力を入れて取り組んでまいりたいと考えている。

それから、最後に、23ページのところに、今回の3次計画の数値目標の一覧表を挙げている。これについては、2次計画と同じものもあるが、新たなものもある。先ほどの2次計画の進捗状況等を勘案して、新たに設けたものがある。具体的に言うと、一番上の親子読書アドバイザーの派遣回数であるとか、それから、真ん中ちょっと下の学校司書等配置率、あるいは下から3つ目のバリアフリー図書貸し出し団体延べ数、こういったものを新たな指標として設けているところである。こういった数値も進捗状況を点検しながら、今後5年間の子どもの読書活動の推進に図ってまいりたいと考えている。

それでは、計画の説明は以上とさせていただいて、パブリックコメントでどういったご意見をいただいたかについてご説明をする。もとの1の1ページの真ん中の破線の囲みのところに返っていただきたい。パブリックコメントの結果だが、ホームページへのアクセス数は402件であった。外部からは356件で、関心を持っていただいたというふうに考えている。意見としては3件、3名の方からメールでいただいた。1の2ページ、3ページのところに、意見の要旨とそれから県の考え方についてまとめている。まず、1の2の1番のところ、1つ目の意見だが、これは、授業などで読書を含んだ内容を行うことで、本がもっと子ども達の近くに感じることができるようになる、親子で読書に取り組むという家庭が増えることを願うという、総論的なご意見をいただいたところである。これに対して、いただいたご意見については今後計画を実施するに当たって参考とさせていただくと考え方をまとめているが、これは後日、ホームページに載せることを想定して書いているものである。このように返事をしたいと思っている。この1つ目の意見については、意見の趣旨に沿った記述が既に計画の中にあるので、一番上に書いてあるように、参考とさせていただいて進めていくという回答にしている。以下、同じように回答としては、いずれも計画の中に記述があるものについてご意見をいただいているので、考え方・対応の欄にはそのような記述を入れているところである。

2つ目の意見としては、本は大人が与えるというものではなく、ともに読み、ともに楽しみ、ともに感動を与えるもの、大人が押しつけにならないようにしてほしいという総論的なご意見をいただいている、こういったことも既に計画中に記述があるものである。

それから、3人目の方からは5つほど意見をいただいたので、分けて書いているが、1つ目は、読書について、もうちょっとハードルを下げて気楽な呼びかけも大事ではないかという意見である。これについても記述があるところである。それから、その次は、多くの先生に研修に参加してほしいという意見である。研修についても、いろんなところで計画の中にうたっているところである。それから一番下、これは学校図書館の予算についてだが、本来の目的で使って欲しいという意見がある。これも計画の中にも記載しているし、考え方のところに書いているように、国の地方交付税にはこの学校図書館の図書購入費が算入されているが、このことについて、毎年度、市町村へ通知文を出しており、そうした目的に従ってご配慮いただくよう通知を行っているので、引き続きそういった啓発に努めるという回答にしている。それから、1の3ページだが、上は、地域や学校間で大きな差があることから、関心のない人達にもアピールして欲しいという内容である。これについても、今後、計画の中で進めていくところである。それから、最後、図書館として機能するように学校司書の配置をして欲しいという意見である。県としても、専門性の高い学校司書の配置ということは進めていきたいと思っている。県立学校においても、小・中学校においても、そうした資格を持った方、あるいは人のいる図書館を目指して配置を進めているところであるし、平成26年度の新規事業でフルタイムの職員さんの配置も行うということから充実を図っているところである。

いずれにしても、これらの意見について、計画自体を具体的に修正するという意見ではなかったもので、今後の計画を実施する中で参考にさせていただきたいと考えている。

以上、ご説明したが、別冊資料の計画案をもって推進計画とさせていただきたいことから、ご審議のほどをよろしく願います。

○岡部委員 この計画の中にはもちろん入っていると認識はしているが、公立図書館のない地域というのが県内何カ所かあるということで、特にそういう公立図書館のない地域においては、特に学校図書館の充実ということに力を入れるべきではないかと思っている。そういう公立図書館のない地域だからこそ、学校図書館をあえて充実する理由というのがあるかとも思うので、このところはぜひとも留意して計画を進めていただきたいと思っている。

それと、学校図書館と一口に言っても、いろんなレベルがあると思う。もちろん人的なことや、それから、一番分かりやすいところだと蔵書数ということになるかとも思うが、そういう質の差というのが多分に見られるようなところもあると思われるので、そういう格差の解消にもやっぱり努めていくべきではないかとも思っている。

そして、何よりもその学校図書館、そして公立図書館に子ども達をうまく誘導していく、そこに親しめるような形での導入というのを先生方に特にお願いしていかなければならないと思っている。そのためのいろんな形での施策ももちろんこの計画の中には含まれているという認識しているが、やはりその部分がかかり核の部分になるかとも思うので、ぜひともその点の指導については特に先生方にお願いしたいと思っている。これは意見である。

○広江委員 3ページ、4ページのところで、例えば、調べ学習とか、いろいろ感性、想像力を伸ばすとか、いろいろな話のことが触れてある。それで、私が思うのに、一つは、これは意見だが、図書館というものが読書センターでもあり、また学習センターとしての役割も担っている。それで、いろいろ最近、印象では、学習センターとか、調べ学習、情報をどういうふうに入られるのかということに非常に重きが置かれているような気がする。いろんな研究発表などのところに行ってみても、どういうふうにそうさせたかということなどが、数値化しやすいということもあるが、そういうふうにしちに重点がシフトしてあるような気がするが、調べ学習などしていく上でも、やはりきちんと本が読めないとそれはうまくいかないだろうし、それから、今、インターネットも大幅に増えてきたので、調べ学習はいろんなまたパターンが出てきている。そこで、読書センターとしての、物語を読むとか、そういうところにもぜひとも力を入れた指導をお願いをしたいと思う。

それが1点と、もう1点は質問だが、朝読書のことがいろんなところに書いてある。詳しい数値などは結構だが、一般的に今も朝読書っていうことはかなりの学校で行われているのか。

○荒木社会教育課長 数値のほうは分からないが、かなりの学校で、朝、読書に取り組まれている

るというふうには聞いている。

○広江委員 以前、大々的に朝読書というものが始まったころには話がたくさんあったが、今も行われているのだろうかということが知りたかっただけである。

○仲佐委員 1次、2次と、読書活動推進計画が策定されて、今、3次に入るところだが、こうしてやはり今まで実施されて、これからもその継続ということが大事だと思う。今、いろいろとこの策定の中の具体的な推進計画を掲げてあって、20ページのネットワーク構築と書いてあるが、これ、1次、2次と終って、どのようにこのネットワークの推進がなされてこられたのか、今後どのような形でこのネットワークの構築を推し進めていくのか、何か御計画があれば、順を追って、このような形で取り組むということがあればお聞かせいただきたいと思う。

○荒木社会教育課長 21ページの(3)の④番のところだが、県の図書館協会、この網かけをしているものは後ろの31ページのところに語句説明があるが、平成25年6月に設立をして、構成団体として書いてあるが、こういった新たな組織も立ち上げて、フットワークを広げていくところがある。これは、2次計画の中で行ったものである。

それから、(4)の①のところだが、県内の読書ボランティアの交流も平成25年度から2次計画の中で始めたものであり、こういったネットワークというのが今後、民間の方、それから学校図書館、公立図書館も同じだが、そういったネットワークをさらに広げてつながりを強めていくということがまた効果を上げることになろうかと思うので、3次計画についてもこういったところに力を入れてまいりたいと考えている。

○原委員 学校における子どもの読書活動の推進、6ページのところだが、人のいる図書館ということで、私も自分の子どもの学校に行くと、図書館が変わったというのをすごく感じる。昔だったら、ホットカーペットが敷いてあったり、座布団があったりということはあり得なかったが、本当に子どもがそこでくつろいで本が読めるという、その環境が作ってあることがやっぱり居心地が良くて、子どもが、そこに行って本読もうっていう、または、そこにおられる方と話をしようという、保健室のような、ある種、学校の中でのちょっとした子どもの休み場所という、そういう機能も持っていると思っている。それで、ここでは学校図書館に温かみが生まれというような言葉で書いてあるが、そういった環境整備も大きい効果ではないかと思っている。

それと、新聞のことがちょっと書いてはなかったような気がするが、どこかにあったのかもしれないが。私は今の子ども達が新聞を読まないのをいつも感じていて、やっぱり新聞というのは、子ども新聞もあるが、情報を得るのにぜひ習慣づけていただきたい。本当に身近な知識というか、そういったものを本当にすぐに得られるものなので、そういったものの活用ということもだんだん考えていただきたいと常日ごろ思っている。

それと、もう一つ、これはお聞きしたいが、読み聞かせという言葉がいろんなところに出てくる。この間、私が子育て支援センターに伺って、幼児期の子ども達に対する読み語りを見学させてもらったのだが、そのときに、読み聞かせというと、とてもこちらがやってあげるんだよってというような押しつけがましいところがあるので、だんだん読み語りということに変えていっているという職員さんのお話があって、それはうちの地方だけなのか、それとも全国的なものなのか、ちょっと私も分からないが、そこらあたりは何か考えられたことがあるのか。

○荒木社会教育課長 読み語りというのはどういうことか、読み聞かせというのがどういうことかの差を承知をしていないので、勉強させていただきたいと思う。ただ、読み聞かせ自体は非常に一般的になっている。委員が今言われたような、押しつけがましいかどうかというところは、これはやっぱり子どもが本を好きになるためには余りそういった押しつけにならないことが大変大切だと思っているので、今の読み語りとその読み聞かせとの違いについては勉強させていただきたいと思う。

○土田委員長 1の1のパブリックコメントの結果についてということで、意見数が3件メールということだが、3名しかおられなかったというような捉え方なのかどうなのかということだが、やはりある程度大勢の方のご意見を聞きながら回答ということをやっていけばいいと思うが、パブリックコメントの意見数が3件という非常に少ない数字だった。これ、どういうふうな捉え方したら良いか。3人という意味なのか。それとも、項目を分けたら3件。



○荒木社会教育課長 3名ということである。

○土田委員長 3名しかおられなかったと。

○荒木社会教育課長 項目数は、先ほどの資料にあるように、3人の方が5項目あるので、意見としては7項目にはなるが、人数としては3名。

○土田委員長 別冊で委員の方、42ページで記載されているように、推進会議の委員の方、結構大勢おられる。そういう方からのご意見はなかったということか。それとは別か。別冊資料の42ページであるが、読書活動の実践者でボランティアで3名おられたり、いろいろ連絡協議会の方おられたり、いろいろおられるが、そういう方からのご意見が3名の中には入ってるのかどうか。

○荒木社会教育課長 一般の県民の方からが3名ということであるので、そういった会議に出席をして意見をいただける方からはその会議、会議でいただいているので、そういった方はこれには入っていないということである。確かにちょっと件数的には、前回の2次計画のときも、多くはなかったが、3件よりは多かったというふうに記憶をしている。

○土田委員長 全県下で、ホームページでもPRしてご意見は、70万県民から3名というのがえらい少ないなというような感じで、これでもって向こう5カ年の計画策定ということになってくれば、数字から捉えると本当に偏ってしまうように思えるが、その点、せっかく20日間、パブリックコメントをいただく期間設けていたが、3人しかいないというのは非常に寂しい回答じゃなかったかと思うが、その点、どうか。

○荒木社会教育課長 ホームページを見ていただいた件数は356件あるので、その数自体は少なくはないと思っている。ただ、その中で、意見を出されたのは3名ということであるので、考え方によってはある程度意に沿ったものを作っている部分もあるのかなと思っている。それと、この計画をまず作るまでのところで、子ども読書活動推進会議というものを設置して作っているわけだが、そういった会議を昨年度、3回開いて、その下部のワーキンググループというところで、これは10数回開いているが、そこで意見を闘わせながら作っていると。先ほども、経過でもご説明したが、県議会においてもご説明をして、この案も郵送させていただいている。そういった中で、どちらかと言うと、その作る過程においてはたくさん意見をいただいたり闘わせながら作ったものであるので、そこにパブリックコメントとしては3件ではあったが、いろんな意見を取り入れて作った計画だというふうには考えている。

○土田委員長 先ほど、岡部委員のお話のように、図書館のない地域もあったり、いろいろ規模的にも非常に、司書もおられるが、十分普及してないような学校もあったりする。そういうところの意見がどういう形で反映されているのかという点が、このアクセスの数とか意見の数から見たときに、県下全体での意見を集約されてるのかどうかという点を数字だけから判断すると心配な面があるので、そういう面で、どちらかと言うと、図書館が充実してるとか司書が数多くを配置されてるところはまだいいが、過疎の地域の意見がどういう形で取り上げて、向こう5年間の推進計画の中に織り込んでおられるのか、その点をちょっと注意深く見ていただきたいと思って質問をさせていただいた。

――原案のとおり議決

#### (報告事項)

#### 第1号 平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について(教育指導課)

○矢野参事 報告第1号平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要についてご報告する。

資料が2の1、2、3ページである。まず、2の1のところで、全般及び各教科の概要について記載させていただいているが、これらは全受検者の得点の状況、それから、受検者の大体約1割ぐらいの者の個別の解答を問題ごとに見て、正答率あるいは誤答の内容とか、そういったこと

もあわせて分析した結果をまとめてこういった形で表しているものである。全般として言えることは、基礎、基本は中学校での学習成果がある程度うかがえる部分があるが、問題の意味をきちんと読み取って理解する力、あるいは論理的、総合的に考えて処理、表現する力などがさらに育成していく必要があると捉えている。

個別の教科については、またご覧いただければと思う。2の2のところ、点数のところを載せている。平均点だが、一応、この問題は全体として作問するに当たって、大体55点程度を目標に作成しているが、今回、そこにある26年度、257点という総得点の状況である。各教科見ると、社会以外が前年よりも若干下がっているが、こういった状況であった。2のところは総得点の分布であるが、3のところは各教科を担当する教員の学力検査に対する意識調査を、中学校それから高等学校にそれぞれ行ったものである。見ていただくと、例えば、内容の程度を見ると、中学校側は、どちらかというと、もっと上げるという教科が多かったり、高校側はもっと下げるほうが多かったりということはある。中学校のほうは問題文だけを見て調査に協力している。高校側は当該の高校の受験者の結果もあわせて踏まえて回答していただいているので、そういったところで多少差が出てきているかなというふうには思っている。問題の量についても同じようなところがある。

それから、2の3のところ、得点分布を挙げている。形としては、そこにある社会のような形を目指して作問しているところだが、例えば、数学の26年度見ていただくと、山が30と40の間ぐらいのところであって、高いほうに向かって低くなってきている。問題全体が難しかった、受験者にとっては難しかったというところがあるかと思うが、こういった形になっていて、こういったところがまた中学校までのところでの学力の育成もあるし、作問についてももう一度見ていくということも必要じゃないかというふうにも思っている。2の3、下のところにこれまでの平均点の状況もあわせて載せている。

○土田委員長 これは全受検生の点数の分布だと思うが、各学校によってやはり、最高点、最低点というのはいろいろあると思うが、極端から極端というような、どのくらいか、最高点と最低点の開きというのは、結構、学校によってあると思うが。そうすると、余りにも開き過ぎると、それぞれの入学した生徒に対する指導が先生方も大変ご苦労されると思うが、そういう面の開きの大きい学校に対しての教育委員会からのいろんな形で、こういうような指導をなさいますかというそういう助言があるのか。

○矢野参事 これから私も個々の点について勉強していかなければならないと思っているが、やはり入学者の点数の分布については、以前に比べると、やはり広がって、いずれの学校も広がってきている状況がある。従って、それぞれの学校でいろいろ工夫していただいているが、それこそ中学校でも、今、今日全国学力調査をやっているが、中位の子ども達をさらに伸ばしていかなければならないというようなこともやっているが、こういった高校でもやっぱり伸ばせる子どもをしっかりと伸ばすということと、それから、定着を図らなければならない子どもの定着を進めていくということはいずれの学校でもそれぞれのグループに対応した運営をしていかなければならないし、そういった研修ということも、指導力向上も含めてやっているところである。

○土田委員長 今日の新聞に、東京都の教育委員会のほうで、有名塾から都立高校にいろんな形の講師の派遣を受けて、いろんな形で学力向上を上げていかないといけないと。そうしないと、どんどん私立のほうに引っ張られていってしまって、島根県の場合、県立だが、そういう公立の学校のレベルが下がってくるというようなことが今日の新聞に記載されていたが、そういう面も東京都の教育委員会もやるということはやはり公立学校のレベルを上げていかないといけないと。そうなってくると、余りにも上下が開き過ぎると、どういう形で開きの大きい学校に対して、こちらのほうから手を差し伸べていくかということがこれからも非常に問題だと思うので、その点、十分指導をしていただいて、佐藤室長おられるが、やはり今後の、余りにも子どもさん方が少なくなってくると、受検生も減ってくる、そういった高校に進学の数も減ってくるということになってくると、学校によっては大きな開きが出てくるもので、そうすると、その学校へはもう行かないようなことになってきて、家庭の経済的な負担も私立のほう行くと高くなってくると思うので、その点もいろんな形で勉強していただければと思って質問させていただいたわけである。

○矢野参事 東京都のほうはやっぱり私立の比率も非常に高く、2割とか、中学校でも2割近く行ってるようなところもある。島根県の場合はそういった公立以外の学校というのは割合としては非常に少ないので、県の教育委員会として、やっぱり子ども達の学力を保証していかなくちゃいけないと考えている。そういう意味で、今、これは高校の入試の話ではあるが、やっぱり小学校、中学校から引き続いて、いわゆる、今回こうやって組織の改編をしたが、これもやっぱり小中高の一貫した教育を進めていかなければいけないという思いでやっていて、今後、市町村と協力しながら取り組んでまいりたいと思っている。

○土田委員長 3月県議会で県議が、東部と西部で、余りにも西部のほうで公立高校の進学率が低いという質問をされて、当時の教育長のほうもいろいろお答えされたようだが、やはり県の中で余りにも東部と西部の公立高校への進学率の差があるということになってくると経済的な負担もかなり違ってくると思うので、やはりバランス的にとるような形で、当然、進学率低いというのはそれだけ上下がばらつきが大きいということになってくると思うので、公立高校行ってもそれから先の上級学校に行くのに心配ないよというような形での県立高校への指導というのを、せっかく組織改編されたので、義務教育も含めて高校教育のほうを矢野参事に見ていただいて指導していただければと思う。願います。

――原案のとおり了承

## 第2号 平成26年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）について（教育指導課）

○矢野参事 平成26年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）についてご報告する。

3ページをご覧ください。ここに挙げている数値はいずれも全日制、定時制合わせた数で、3月末の段階の数字である。表1のところで、これまでの5年間の数字を載せている。卒業者数、就職希望者数、その後、就職希望者の割合というのがあるが、これが今回、昨年と比べてやや下がったが、21.2%ということで、ここ数年、21%前後のところまで推移しているところである。それから、就職内定者数、内定率というのがある。25年度のものを見ていただくと、10月末、12月末、2月末、3月末と、それぞれの時期の結果を挙げているが、いずれの時期についても、昨年と比べるとやや高目のところで推移しており、最終的にも、わずかではあるが、98.6%というところまで内定率が出ている。

未内定者数というのがそこに14名挙がっている。この14名の中には、例えば、家事、家のほうで手伝いをするというような子どもさんもおられるし、あるいは、家の都合でフルタイムで働くことができなくてアルバイトについている人もいます。また、資格取得のために勉強をするということもある。とはいえ、やはり就職先を探している者もいるので、今、ハローワークのジョブカフェとか、そういったところと連携しながら進めている。今、14名とあるが、この中で、また就職が内定した者もいるようであり、引き続き個別対応を進めていきたいと思っている。

それから、図1、図2、図3のところは、先ほどの表1をデータのグラフにしたものである。図4のところ、地区別の内定率を比較しているが、今年度については全体として余り偏りは見られないと捉えている。

○仲佐委員 就職未内定者が今、14名で、そのなかには資格取得のために勉強されている方もいらっしゃるということだが、この個別対応はどの時期まで教育委員会としては関わっておられるのか。学校と、それから教育委員会とがタイアップされて、どの時期までこの未内定者の指導というか、把握される時期はどのくらいまでか。

○矢野参事 なかなか決まらないうちにそっぽを向くわけにはとてもいかないもので、ずっと見ていくし、それから実際に就職した後も、今年度も今、調査させていただいているが、過去3年間程度、いわゆる卒業した者がその後どういった状況になっているかということも追跡で今、調査していて、そういった結果もまた見ながら指導していきたいと思う。そういった中では、例えば、途中で離職した者がいれば、その企業に訪問しないと分からないので、実際に行き、どういっ

た状況で離職したのかとか、そういったこともあわせて聞かせていただいて、今後の指導の資料にしたり、あるいは、個別の対応をできるところはやっていきたいと思っている。

――原案のとおり了承

### 第3号 いじめ防止基本方針のパブリックコメントの結果について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第3号いじめ防止基本方針のパブリックコメントの結果についてご報告する。

それでは、3月12日から4月11日までの約1カ月にわたって行った島根県いじめ防止基本方針のパブリックコメントの結果についてご報告させていただく。先ほど、委員長のほうから図書のところでもお話があったが、このいじめ防止基本方針のパブリックコメント、意見についても、実は4件である。アクセス数は今、把握をしていないが、意見は4件であった。ただ、同じ方が2件出しておられるので、人数的には3名の方からのご意見であったということである。ナンバー1とナンバー3が同じ方である。

まず、ナンバー1のところ、お一人から3項目にわたってご意見をいただいた。まず、学校と家庭とPTAや県の機関との連携体制の確立が欠かせないというご意見については、方針の中に、きちっと役割、考え方等のところで連携の必要性、重要性については述べているので、そこについては一応ご意見を承ったということにさせていただいて、今後は研修等のところでしっかり連携の重要性について周知をしていきたいと思っている。

2番目については、学校がいじめを把握するために、学校内に投書箱等を設置してはどうかというご意見をいただいた。これについては、このご意見を踏まえて、いじめ防止の中に投書箱等の設置ということについて追記をさせていただくことにした。アンケートの実施等については書いていたが、それに加えて投書箱の設置についても追記をさせていただくことにしている。

それから、3番目のところ、第三者が抜き打ちで、生徒からいじめがあるのかの聴取することも必要ではないかというご意見があったが、なかなか抜き打ちというところも難しいので、定期的に、具体的には学期に1回ずつぐらいは学校現場、アンケート調査をしている。そういったことに努めるというようなことを方針の中にもうたっているので、方針の中にはここまでの記載はしないようにということで、今回は考えている。ただ、今後も実態把握をしっかりやっていくということについては働きかけをしていきたいと思っている。

それから、2番目の方のご意見は、怖い先生が学校にいないといけないということで、警察のOBとか警備員の方を配置する必要があるんじゃないかというご意見だったが、いじめを恐怖心で押さえ込む方法は適切でないというふうに考えている。このご意見については方針の中には反映させないほうが良いのではないかとということで、今考えている。

3番目の意見は読書についてである。いじめ防止の対策の一つとして、グループや家族による読み聞かせによる読書が大切ではないかということ。読書によって、自分の意見を述べたり、他人の意見を聞いたり、教わったりしながら、自分の考え方の違いを理解し、大切なことが学べるようになるから読書が大事であると、それをしっかり伝えてほしいというご意見であった。読書の有効性については方針の中にしっかり記載しているので、改めて追記はしないが、研修会等で読書はいじめの防止ということに密接な関連があるということについて、しっかり周知をしていきたいと思っている。

それから、4番目のご意見は、いじめを行った児童生徒に対しての配慮ということで、絶対に許さないということを毅然として伝えることは大事なんだが、それだけではなく、やっぱりいじめを行った児童生徒の動機であるとか背景とか課題を明らかにして、再発防止のための教育的指導や課題解決の取り組みが不可欠ではないだろうか。いじめを行った児童生徒への人権的な配慮も必要ではないかというようなご意見だった。そこについては、少し記述の部分でそういった内容も加えて、きめ細かな対応をしていく必要があるということであったりとか、児童生徒が抱

えるいじめの背景等にも目を向けて指導するように方針に盛り込むことにしている。

以上、いただいたご意見を織り込んで修正した基本方針を、この後、副知事、知事のほうにも説明をし、最終的に県として方針を策定していく形になっているので、知事の決裁をもらって、いよいよ策定というか、いじめ防止基本方針として、県の方針として動き出すということになるので、ご報告させていただいた。

――原案のとおり了承

#### 第4号 平成26年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（特別支援教育課）

○原田特別支援教育課長 報告第4号平成26年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況についてご報告する。

資料5ページをご覧ください。25年度卒業生は166名である。進学に関しては8名の者が進学をした。特別支援学校専攻科というのが、本県では盲学校と松江ろう学校にあるが、この1名は盲学校の専攻科に進学したものであり、あんまマッサージ指圧師、はりきゅう師を目指す、国家試験を目指す者である。大学・短大だが、25年度卒業生は4名と、近年では多い数であった。これは盲学校、ろう学校の卒業生である。盲学校、ろう学校は、実は国立大学で視覚障がい者、聴覚障がい者を対象とした国立大学がある。筑波技術大学というが、そこで学ぶ生徒である。短大のほうは、広島県にある短期大学にろう学校から進んだ生徒がいる。専門学校だが、県内の東部技術校に3名、岡山県にあるリハビリテーションセンターに2名である。東部技術校には知的のほうからも2名入っており、介護を目指す福祉のほうを選んでいる。進学のほうも近年になく多くなっており、確かな学力をつけて子ども達の進路実現させることも当然大事なことというふうに考えている。

就職のほうだが、大体サービス系の仕事に従事する者が近年多いわけだが、今年度の就労率は全体で27.7%と、昨年度と比べて約5ポイント減少している。ただし、特別支援学校の場合は、毎年であるが、就労希望する生徒の割合で見ると100%ということである。生徒の障がいの程度とか実態に応じて、年度ごとの、就労に関しては差が生じているわけである。障がい者福祉サービスのほうであるが、大体県の情勢では5割から6割というところが毎年のものであり、58.4%の卒業生がこのような福祉サービスを受けているというところである。

障がい児の施設だが、これはそのまま施設に入っている子ども達が入所期間の延長という形でここで生活あるいは治療、訓練を受ける子ども達である。

未定の者が3名いるが、これは障がい重度であったり、本人が自宅を希望したケースというふうになっている。昨年度が実は9名という形で近年になく多い数だったが、昨年度がこの4月に、1年経ったときの様子を調査して、その後の進路状況を特別支援教育課としては調べているところである。

○岡部委員 意見だが、最後におっしゃった、要するに追跡調査が特に大切なことだと思う。その追跡調査の結果によって、またいろいろな指導や個別のいろんなケースというのは出てくると思うので、そのことについても、送り出して終わりということではなくして、その後の追跡調査をして、さらにできる限りの手厚い指導、ケアを心掛けていただきたいと思う。

○原田特別支援教育課長 特別支援学校だが、岡部委員のおっしゃるとおり、大事なことであり、アフターケアという形で、各学校取り組んでいる。例えば、年に1度だが、夏に同窓会という形で、子ども達に案内を出して、子ども達の状況を確認することがある。そのときに、離職者生徒のことの追跡もできる。進路の担当者等が子ども達の状況を得て、そこから次へつなげるという形もとっているし、障がい者の関係する機関にもつなげて、学校を大事にしながら子ども達の状況を把握して次へつなげていく形はこれからもできれば良いと思っている。

――原案のとおり了承

## 第5号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定等に関する要綱の一部改定について (保健体育課)

○堀江保健体育課長 報告第5号県立高等学校スポーツ推進教員の認定等に関する要綱の一部改定についてご報告する。

改定理由だが、平成19年に県立高等学校スポーツ推進教員の認定等に関する要綱を制定した。これまで6名のスポーツ推進教員を認定し配置してきている。そして、この間、多くの入賞を出すなど成果も出してきている。このたびの要綱の改定では、より一層優秀な指導者を認定することを目指して、認定条件等についての要綱の一部改定を行ったものである。

改定の内容だが、3条関係はスポーツ推進教員の推薦する際の要件の追記、同じく第4条についてはスポーツ推進教員を認定する際の個人競技の入賞回数基準を明記したものである。

6の2をご覧いただきたい。これが要綱の新旧の比較表である。右側が改定前、左側が改定後である。第3条をご覧いただきたい。これまでなかった項目、他の教員の模範となる教員であるということと、それから、指導実績、勤務実績の状況等を総合的に考慮するという文言を追記している。指導が優れていることはもちろんだが、スポーツ推進だけではなく、他の教員の範となる人を推薦していただきたいということが第3条関係である。

第4条関係については左側のほうで線を引いている。第4条、(1)の①の線部分である。ただし、個人競技の場合、ベスト8以上の入賞が10回以上。ただし、同一種目については同一選手につき2回限りとする。他種目を入れた場合にも同一選手につき最大4回までとする。これについて、6の5をご覧いただきたい。分かりにくいので、第4条関係については例を記載した。スポーツ推進教員になる際の認定の条件として、個人競技でベスト8以上の入賞が10回以上という個人競技の条件がある。例えば、陸上競技について、非常に優れたA選手という選手がいた場合に、3年間にわたって、それぞれ100メートル、200メートル、400メートル、走り幅跳び、これらの種目全てベスト8に入っているが、これを全部換算すると、既に12回の入賞を果たしていることになる。そうすると、スポーツ推進教員の認定条件としては、今までは個人種目ではベスト8以上が10回であればスポーツ推進教員の認定の条件になるわけだが、ただ一人の選手、特定の一人の優秀な選手の活躍によるもので、他の選手の育成、指導が見えにくいということもあって、同一種目については同一選手2回限り。ここでいくと、100メートルという種目については2回限り。それから、他の種目、200メートル、400メートル、走り幅跳び、それぞれ入賞があったとしても合計4回までである。従って、一個人の選手については最大4回までとしたものである。育成する場合に、特定の優れた選手がいても最大4回までなので、4回と4回と、さらにそれプラスで、3人は育成していかなければならないというぐあいに要件をここで条件を縛るものである。

○土田委員長 年数、必要なのか。例えば、平成19年に指導して、5年たってまた3人目、10回目になったという、そういうような年数っていうのは、例えば、3年なら3年とか、5年なら5年とかそういう制限があるわけか。

○堀江保健体育課長 これまでの実績ということですので、団体競技についても、年数は限られた、任期は3年だが、限られたその中でその選手がということではなくて、これまでの間。

○土田委員長 では、松江北高校で実績をあげ、松江南高校で実績をあげ、平田高校で実績をあげて、もうそういう学校も関係なくて、もう今まで積み上げてきたのは持ち点を持って、持ち点がもう10点になれば指導員の資格を取得するという形か。こうやって積み上げていって、最終的には、その指定校に異動して、指定校でその資格を取るといような形ということの良いか。

○堀江保健体育課長 そうということになるが、学校にスポーツ推進教員、例えば、弓道だと何か高校とか、それなりにいるので、転勤ということは、異動ということは少ないが、今おっしゃったことは間違いない。

○広江委員 今の例を示していただいたが、今までは12回カウントをしていたという意味か。

- 堀江保健体育課長 今までそういう例が実はなかったが、今、活躍している選手がいるので、こういったことが想定されるということで縛りを設けた。
- 広江委員 今の改定前のものだったら、この形は12回カウントできるという。
- 堀江保健体育課長 そうである。
- 広江委員 そうすると、この4条のところでも厳しくなった。認定の形が。それから、当然のことだが、第3条のところでもプラスのことが入ってきたから厳しくなっていく、そういうとこで、より一層優秀な指導者を認定することを目指しというのは動きとしてはどうか。人数は絞っても良いということを書いてあるということと考えると良いか。
- 堀江保健体育課長 人数は絞っていくというのはそのスポーツ推進教員の人数のことか。
- 広江委員 そうである。
- 堀江保健体育課長 そういう絞るとかということは考えていないが、先ほど申し上げたように、より優秀な指導者を求めると。さっきの個人の種目の場合についてはそういう例が近くに見えてきたので、一人の特定の優れた選手ではなくて、他の選手も育成して欲しいという意味合いから。
- 土田委員長 もう一点、同じようなポイントを稼いできたとして、指定校に複数の先生を配置することでも考え得ることか。例えば、陸上なら陸上がこの学校指定校、弓道は弓道、この学校指定校と指定校になっている。それぞれいろいろ異動があったりしてポイント稼いで、例えば、同じような指定校にお二人の指導員がたまたま同時に勤務するということはあり得るか。
- 堀江保健体育課長 それは私のほうから答えて良いか分からないが、同じ競技では弓道で2人とか、柔道で2人とか同じ学校にそのスポーツ推進教員がいることは想定していない。違う種目、例えば陸上で何とか先生、弓道で何とか先生が同じ高校に行くことはあるかもしれない。
- 土田委員長 たまたま今の制度だと、ポイントを稼いでいくと、それぞれ資格を持った先生が出てくる。
- 堀江保健体育課長 出てくるかもしれない。
- 土田委員長 そうすると、推進教員に本人になりたいと、それで、こちらのほうから申請者が出てくると、一つの学校に複数の先生がダブるというケースも考えられる。
- 堀江保健体育課長 考えられることは考えられるが、おそらくそういう異動はない。
- 土田委員長 今の縛りをしたというのはこれからどんどん優秀な選手が出てくるというような前提でもって、これちょっと厳しくやると。
- 堀江保健体育課長 特に個人の種目で。
- 土田委員長 個人の種目で。そうすると、個人の場合、当然出てくる、これから先、ポイント稼いでいくと。そうすると、自分は認定を受けたいという先生が、指導者としてさらに伸ばしていきたいという先生が出てくる可能性がある。
- 堀江保健体育課長 学校長からの推薦ということもあるので、同じ種目の場合は、そのへんで調整をされるかどうかということになると思う。
- 藤原教育長 個々具体的な例が出れば、その際に考えていきたいと思う。

――原案のとおり了承

## 第6号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定の解除について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第6号県立高等学校スポーツ推進教員の認定の解除についてご報告する。

資料は7の1をご覧ください。このたび解除をする者は渡部敏郎先生で、競技名は弓道、配置校は出雲高校であった。人事異動により、益田高校の教頭として転出されたので、このたび校長のほうから解除の申請があつて解除する。

――原案のとおり了承

## 第7号 平成26年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰について（教育指導課・社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第7号平成26年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰について一括してご報告する。

それでは、8の1ページをお願いします。この表彰の趣旨だが、1番の趣旨の2行目だが、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において、特色ある優れた実践を行っている学校と図書館と団体、個人に対して、文部科学大臣が表彰するものである。

2番で表彰について、学校が2校と、それから、次のページ、図書館と個人、全部で4つの表彰がこれから行われるということである。まず、学校だが、松江市立乃木小学校である。乃木小学校は、主な実践内容のところに書いてあるが、授業を司書教諭、担任、学校司書の3人体制で実施されたと。学校司書が常駐されて、ファイル資料の整理をされたり、それから、3つ目の丸にあるように、目次・索引の方法や情報カードの利用の方法等の指導、こういったものが実を結んで読書の量それから質が向上したということがある。それから、一番下の丸だが、環境整備あるいは読み聞かせなどを地域と連携して取り組んでおられるということが評価されたものである。

それから、2つ目が大田市立北三瓶小学校である。朝読書の奨励、読み聞かせの時間の設定などなど、さまざまな工夫によって、貸出冊数が飛躍的に伸びたということである。それから、2つ目の丸で、毎年各種作文コンクールに数多くの入賞者が出るようになったということ、それから、一番下の丸だが、こうした取り組みは大田市小・中学校の図書館活動教育の指針となっているというようなことで表彰されるものである。

8の2ページだが、今度は図書館の部門だが、安来市立中央図書館である。4カ月検診時に本を渡すブックスタート、この取り組みに10年以上継続して取り組んでおられるが、そうしたことから始まって、未就学児の集まり、おはなしの会、子ども読書会など、子どもの成長に合わせて読書や図書に親しむ機会を継続して提供してこられた。それによって、子どもから大人まで巻き込んだ読書活動の定着が進んでいるということから、表彰されるものである。

それから、(3)番の個人だが、浜田市の河野美智子さんである。小・中学校教諭や島根県読書普及指導員としての経験を活かされて、平成2年から25年までボランティアの育成に努めるとともに、自らもボランティアとして読書相談活動等に取り組んでおられる。それから、丸の2つ目、幼少期における読書体験の重要性についても普及・啓発に取り組まれたということから表彰されるものである。

3番に書いてあるが、来る4月23日、東京のほうで、この日は子ども読書の日ということで決まっているので、それに合わせて表彰されるものである。

○土田委員長 推薦は各教育事務所の方から出されて、それで、社会教育課のほうで毎年やられるわけか。

○荒木社会教育課長 これは社会教育課から市町村の教育委員会宛てに推薦の依頼をして、そちらから出ると。

○土田委員長 大体毎年この4項目ぐらいになるのか。

○荒木社会教育課長 資料の8の4のところ、過去の受賞が書いてあるが、大体数的にはそれに近い。

○土田委員長 4から5ということか。

○荒木社会教育課長 そうである。

――原案のとおり了承

報告第8号 平成25年度優良少年団体島根県教育委員会教育長表彰について（社会教育課）



○荒木社会教育課長 報告第9号平成25年度優良少年団体島根県教育委員会教育長表彰についてご報告する。

9の1ページをお願いします。この表彰は趣旨に書いてあるように、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住み良い地域づくりに大きく貢献している優良少年団体に対して、教育長が表彰するものである。これは、去る3月の25日に実施しているものである。

表彰団体は以下、5つほどある。まず、1つ目、たまゆメンバーズクラブである。囲みの中に活動内容等書いてあるが、3行目、楽しみながら地域貢献、自己実現を図ることをモットーに、主体的な活動を展開し、事業の企画、運営や広報活動を自ら行っておられるということ、それから、その3行ぐらい下であるが、玉湯町を担う次世代の人材として期待されているということから表彰されるものである。

それから、2番目が安来節こども教室「すずめの学校」である。2行目にある、若者が安来節に触れやすい環境をつくることを目的として結成されたものである。下から4行目のところ、指導者となる後継者が出てくることも期待をされているところである。地域の祭りや敬老会などでの発表あるいは各所での公演、ケアセンターの慰問も行っておられるということである。

9の2ページをお願いします。3番目、姫原子供神楽である。地元の神社の例大祭を盛り上げたいということから、平成7年に結成されたところである。中ほどに書いてある、学校が選択校区制ということから、結びつきも少し希薄になりがちというところを同じ地域に住む子ども同士の交流の場、あるいは親同士がつながる場として提供されているものである。伝統文化の継承だけではなく、火災予防運動や高齢者施設への慰問等も積極的に行っておられるということである。

それから、4番目、石見神楽周布青少年保存会である。浜田市の神楽好きの子ども、青少年が参加して、神楽を通じて郷土愛や伝統文化の継承に努めておられるということである。一番下のところ、神楽を通じて、将来の浜田市を担っていく人材育成や浜田市のPRを行っているという活動である。

それから、最後、5番目、都賀西子ども神楽である。平成15年から活動が始まっているが、和やかな雰囲気の中にも規律ある活動が行われていて、作法や振る舞いも身につけることができる。イベントや老人ホームの訪問、神楽大会等にも参加されているということから表彰されるものである。

この表彰は昭和27年から長らく続いているものであり、今回のこの5団体を加えて、ちょうど200団体の表彰になった。

○土田委員長 これは各教育事務所から推薦されて、毎年、5団体か。

○荒木社会教育課長 照会先は、委員長おっしゃった教育事務所や、そのほかに子ども会の連合会や、ボーイスカウトの連盟、ガールスカウトの連盟、そういったところにも照会をしている。

○土田委員長 団体の数は決まっているのか、表彰の数は。

○荒木社会教育課長 数は決まっていない。たまたま今回、5団体である。

○土田委員長 昭和27年からなので、約60年で200団体ことなので、3団体とか4団体ということになる。その年によって、多くなったり少なくなったりするのか。

○荒木社会教育課長 そうである。

○岡部委員 感想だが、たまたま3団体がいずれも子ども神楽とか神楽で、もちろん神楽県というか、特に石見はまさにそうだと思う、それは当然そういうふうになるのかなということの思う一方で、他のほうにも少しまた視点を持って、それ以外のところからも推薦していくことは大切なんじゃないかなということの思った。いけないということでは全然ないが、まだまだいろんな形で当然受賞に値する団体がいらっしやると思うし、いろいろな形で幅広く表彰するということも必要だと思ったので、蛇足ながら。

――原案のとおり了承

## 報告第9号 島根県児童生徒学芸顕彰について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第9号島根県児童生徒学芸顕彰についてご報告する。

10の1ページをお願いする。趣旨のところに書いてあるように、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として実施したものである。これは年度、2回やっているの、今回は第2期ということで、25年度の下期ということで行ったものである。

2番の顕彰の対象だが、実施要項で指定された大会またはそれに準ずる大会について、入賞以上と認められる賞を受賞したものについて、知事表彰以外、知事表彰された方以外について、教育長表彰するというのである。

次のページに一覧を載せているが、全体では35件の教育長表彰を行ったところである。読書感想文の全国コンクールで6件、それから、マーチングバンド・カラーガード全国大会で1校、それから、教育美術展でこちらのほうが24件ということだが、それから、中学生の創造ものづくり教育フェア3件と、それから、国土緑化運動・育樹運動のポスター原画コンクールで1件ということで合計35件を、先般、3月25日に表彰したものである。

――原案のとおり了承

## 第11号 第2回古代歴史文化賞について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 第2回古代歴史文化賞についてご報告する。

15ページをお開きいただきたい。昨年より、学問的基礎に基づきながらも一般の方に分かりやすく書かれた本を表彰する、この古代歴史文化賞というものを制定させていただいて、昨年度の第1回は、この一番下の7番の表にある書籍が受賞され、いずれの本も受賞発表後、売り上げが伸びるなどの実数的な成果なども出てきている。今後も続けていきたいということで、今年も第2回古代歴史文化賞を行いたいと考えている。

目的、書籍等は先ほど申したとおりだが、古代歴史文化のことを分かりやすく書かれた書籍を表彰することを通して、国民全体にそれを広げるとともに県民の誇りも育てるというものである。

これの選考方法だが、まず、専門家、有識者、あるいは新聞社等から推薦を受けて、そのなかから、最後、事務局のほうで一定程度選んだ後に選定委員会において受賞書籍を決定するという経過をたどっていく。スケジュールだが、本年においては、今度の25日に第1回の選定委員会があり、この選考、選定等の詳細を決めていただき、11月頃に発表及び表彰式、1月頃に記念イベントというものをする予定である。

それから、最後に実施主体、昨年は島根県が中心になりながら、奈良、三重、宮崎の4県でやっていたが、今年から和歌山県も参加させていただきたいということがあったので5県ということになった次第である。

○岡部委員 和歌山県が新たに加わられるということだと、受賞作品の数も一つ増えるというふうに理解して良いか。

○丹羽野古代文化センター長 受賞作品については、今年から少し考え方を改めようと思っていて、昨年、第1回は参加した地域にちなんだ賞を設けていたが、団体が増えるということもあるし、地域というものに余りこだわると、賞に格差が出たりすることもあるので、今年は、一応、大賞と準大賞の2点の表彰でいきたい。あと、5点をノミネートするので、5点はすべからく優秀な作品であるという位置づけにしながら、賞は2点と、こういう形で今度の選定委員会にかけたいと考えている。

○土田委員長 全部が賞に該当するんじゃなくて、2点だけか。

○丹羽野古代文化センター長 そうである。5作品がノミネートされて、いわゆる賞というのは大賞、準大賞の2点にしようと、こういうふうに考えているところである。

○土田委員長 昨年の5作品で、文化賞、これは当然ナンバーワンだが、その他各県にちなんだ

賞をとられたところはもう該当しないのか、今年は。それとも、もう一回、申請すると、その今年度の2つの賞を受賞される可能性もあるのか。

○丹羽野古代文化センター長 大賞のみが推薦の対象から外れる。第1位の作品はもう対象外になるが、それ以外の賞は推薦対象となる。

○土田委員長 ということは、具体的に例を言うと、都出比呂志さんの分はもう……。

○丹羽野古代文化センター長 もう対象外である。

○土田委員長 斎藤英喜さん以下の4作品については、今年ももう一回。

○丹羽野古代文化センター長 今年も対象となる。そういう考え方でいきたいと。

○岡部委員 さっきおっしゃった、候補作は、そうすると、一般に披露される。その披露された候補作の中から、この選定委員会で大賞、準大賞を決められるという段取りになるということの良いか。

○丹羽野古代文化センター長 まさにそのとおりである。優秀な5作品をまずご披露させていただいた上で、さらにそこから1位、2位を選定委員会の中で決めていただく、こういう形をとろうと思っている。

―――原案のとおり了承

**土田委員長：非公開宣言**

―非公開―

(議決事項)

第2号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第1号 市町村立学校教育職員(管理職)の人事異動について(学校企画課)

―――原案のとおり承認

(協議事項)

第1号 いじめ防止対策について(教育指導課)

―――資料に基づき協議

(報告事項)

第10号 平成26年春の叙勲内示について(総務課)

―――原案のとおり了承

**土田委員長：閉会宣言**

**16時04分**